

八雲町告示第 163 号

競争入札に参加する者に必要な資格等の告示

別紙のとおり、令和 7 年度及び令和 8 年度における競争入札参加に必要な資格等を告示する。

令和 6 年 11 月 28 日

八雲町長 岩 村 克 詔

競争入札に参加する者に必要な資格等

令和6年11月28日

八雲町告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び令和8年度において、八雲町が発注する工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について、次のとおり定める。

第1 資格

1 共通の資格要件

八雲町が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という）は、次のア～エ（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4関係）に該当しない者及びオ並びにカに該当する者でなければならない。

ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ 契約に関して不正行為を行い、競争入札への参加を排除されている者

オ 本社所在地の市町村税・道税・消費税及び地方消費税・法人税（個人の場合は所得税）に滞納がない者

カ 次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行している者（ただし、届出義務のないものを除く。）

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

ア 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 令和6年12月1日（以下「審査基準日」という。）現在において申請する工種に対応する、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている建設業者で、かつ、許可を受けてから2年以上その営業を営んでいること。

(イ) (ア)の建設業の許可について、基準日の直前2年度分の決算により、建設業法第27条の29第1項に規定する経営事項審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、結果通知の基準日（決算日）が令和5年9月2日以降であること。

(ウ) (イ)経営事項審査の結果通知において、(ア)の建設業の許可に係る建設工事の工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。（3年平均を採用した場合でも、あくまで直前2年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有していること。）

イ 工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次の掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案し、同表に掲げる工事予定価格に対応する等級に格付けされたものとする。

a 客観的事項の審査

(ア) 経営規模 ①工事種類別平均完成工事高
②自己資本額
③利益額

(イ) 経営状況 ①純支払利息比率
②負債回転期間
③総資本売上総利益率
④売上高経常利益率
⑤自己資本対固定資産比率
⑥自己資本比率
⑦営業キャッシュ・フロー
⑧利益剰余金

(ウ) 技術力 建設業の種類別技術職員数

(エ) その他の審査項目 ①労働福祉の状況
②建設業の営業年数
③防災活動への貢献の状況
④法令遵守の状況
⑤建設業の経理の状況

- ⑥研究開発の状況
- ⑦建設機械の保有状況
- ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

b 主観的事項の審査

- (ア) 工事施工成績
 - ①施工体制
 - ②施工管理
 - ③現場管理
 - ④出来型及び品質
 - ⑤出来ばえ
- (イ) 労働安全成績 ①労働災害の状況
- (ウ) 労働福祉成績 ①賃金支払の状況
- (エ) 社会貢献評価値
 - ①ボランティア活動の状況
 - ②災害時の出勤状況
 - ③障がい者の雇用状況
- (オ) 通年雇用対策評価値 ①通年雇用化の達成状況
- (カ) 新規雇用 ①若年者（34歳以下の技術職）の雇用状況
- (キ) 環境への取組 ①環境問題への取組状況

(等級区分に対応する基準工事予定価格)

等級・種類	土木工事 (町単独事業)	土木工事 (国・道補助事業)	建築工事	管工事	解体工事
A	1,500万円以上	1,000万円以上	1,500万円以上	500万円以上	1,000万円以上
B	1,500万円未満	1,000万円未満	1,500万円未満	500万円未満	1,000万円未満
C	500万円未満				

ただし、工事の規模、技術的難易度に応じて工事に必要な技術力が異なるため、上位又は下位等級の競争参加を認めるものとし、資格審査会がその都度定めるものとする。

ウ 八雲町外業者の等級区分

八雲町外業者を競争入札に参加させる場合の等級区分は北海道の等級より、次の表に掲げる等級に対応させるものとする。

八雲町の等級	左に対応する北海道の等級
A	A ・ B
B	C
C	C

(2) 設計等に係る契約

工事以外の設計等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員が3人以上であること。
- エ 建築設計については、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級又は二級建築士事務所の登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合は、この限りではない。
- オ 測量については、アからウまでのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けたものであること。

(3) 資格の有効期限

資格の有効期限は、令和7年度及び令和8年度とする。

第2 資格の消滅及び取消し

1 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号の一に該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者となったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札の参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可・免許・登録等を要する場合において、当該許可・免許・登録等を取り消されたとき。
- (4) その他第1の2に定める資格要件の一を欠くに至ったとき。

2 資格の取消し

不正な行為により当該競争入札参加資格者となった資格は、処分の日から2年間取り消すものとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法等

1 申請時期

令和6年12月10日から令和7年1月31日までに、北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請により提出とする。

2 システム利用申請及び電子申請入口

【北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル】

URL: <http://www.hoctec.info/kyoshin/>

3 共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当

[TEL:011-733-2322](tel:011-733-2322) E-mail: kyoshin@hoctec.or.jp

4 特に町長が必要と認めた者に係る申請時期及び方法等については、別に定める。